2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	4　調査官は、命を受けて、労働条件政策課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
4・5　（略）	5・6　（略）
（就労支援室及び建設・港湾対策室）	（就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）
第四十七条　雇用開発企画課に、就労支援室及び建設・港湾対策室を置く。	**第四十七条**　雇用開発企画課に、就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	4　農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　農山村における雇用機会の確保に関すること。
	二　林業労働者の雇用管理の改善に関すること。
	5　農山村雇用対策室に、室長を置く。
	6・7　（略）
（削る）	（多様な働き方推進室）
4・5　（略）	**第五十一条**　有期・短時間労働課に、多様な働き方推進室を置く。
第五十一条　削除	2　多様な働き方推進室は、短時間労働者及び有期雇用労働者と通常の労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
	3　多様な働き方推進室に、室長を置く。
（児童福祉調査官）	（少子化総合対策室及び児童福祉調査官）
第五十三条　総務課に、児童福祉調査官を置く。	**第五十三条**　総務課に、少子化総合対策室及び児童福祉調査官を置く。
（削る）	2　少子化総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　少子化対策に関すること。
	二　子ども家庭局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。
（削る）	3　少子化総合対策室に、室長を置く。
2　（略）	4　（略）

（厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審議官）	（審議官）
第二条　厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	**第二条**　厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第三条　国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審議官）	（審議官）
第二条　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	**第二条**　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

（臨床研究法施行規則の一部改正）

第四条　臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（実施計画の軽微な変更の範囲）	（実施計画の軽微な変更の範囲）
第四十二条　法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる変更のほか、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項に影響を与えないもの	**第四十二条**　法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる変更のほか、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項に影響を与えないものとして厚生労働省医政局長が定めるもの

附　則

この省令は、令和四年六月二十八日から施行する。